

平成 29(2017)年 8 月 7 日

環境部 環境保全課

吹田市環境の保全等に関する条例（工事を行う際の周辺住民への周知） よくある質問と回答

	質問	回答
1	工事の発注者から委任を受けた代理人が住民説明を行うことは可能か。	委任状等で工事の発注者から委任を受けた代理人が住民説明を行うことは可能です。ただし、条例改正の趣旨は、発注者に責任を持って住民説明を行っていただくということであることから、できる限り発注者も関わるようにしてください。説明会開催の場合は、発注者も出席するよう努めてください。
2	本条例に基づく説明会と他の制度に基づく説明会を併せて開催することは可能か。	本条例で規定する説明範囲、説明内容が網羅されているのであれば、他の制度に基づく説明会と併せて開催することは可能です。
3	説明会は何回行えばよいか。	本条例で説明会の開催回数は規定していませんが、周辺住民が工事の内容等について、十分理解できるよう配慮してください。
4	説明会開催後、工事内容等に変更が生じた場合、説明会を開催する必要があるか。	変更による周辺への影響を考慮した上で判断する必要がありますので、変更が生じた場合は、速やかに当課に内容を報告し、説明方法について協議してください。

	質問	回答
5	戸別訪問による説明は、書面の配布のみでよいのか。	戸別訪問による説明は、原則、各戸を訪問し、対面で説明を行ってください。ただし、共同住宅等の住民への説明方法については、管理組合等に相談し、指示に従ってください。訪問時に不在であった住民への対応方法は、手引き 6 ページに記載されています。
6	敷地が広い土地の一部で工事を行う場合、工事区域は敷地全体か施工範囲のどちらになるのか。	工事区域は、原則、工事を行う土地の敷地になりますが、当課と協議の上、施工範囲を明確に示すことができる場合、施工範囲を工事区域とみなすことができます。
7	団地群の建替え等、広い土地で複数棟の工事を長期間行う場合、住民説明は敷地全体でまとめて一回行うのか工区ごとに行うのかどちらかになるのか。	このような場合は、敷地全体を工事区域として住民説明を行っていただきますが、事前に当課と協議してください。
8	工事の着手はどの段階のことをいうのか。	工事に附帯する準備工（仮囲いの設置等）から工事の着手とします。